

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

平成 27 年 6 月 17 日（水曜日）

場所：委員会室

開 会 13 時 00 分 ～ 閉 会 13 時 43 分

委員会に付した事件

平成 27 年 6 月 17 日開会平成 27 年第 2 回阿武町議会定例会より付託された案件
の審議

出席委員

委員 長	7 番	長	嶺	吉	家
委 員	1 番	末	若	憲	二
〃	2 番	小	田	達	雄
〃	3 番	小	田	高	正
〃	4 番	白	松	博	之
〃	5 番	中	野	祥	太 郎
〃	6 番	西	村	良	子
議 長		田	中	敏	雄

欠席委員 なし

出席説明者

町 長	中 村 秀 明
教 育 長	小 田 武 之
総務課長	花 田 憲 彦
住民課長	中 野 克 美
民生課長	中 野 貴 夫
経済課長	工 藤 茂 篤
施設課長	田 中 達 治
教育委員会事務局長	金 田 浩 祐
出納室長	斉 藤 徹
福賀支所長	小 野 裕 史
宇田郷支所長	近 藤 進

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	梅 田 晃
書 記	野 原 淳

審議の経過（要点記録）

開会 13時00分

○委員長（長嶺吉家） それではただ今より、行財政改革等特別委員会を開催いたします。

本日の出席委員は7名全員です。本日の委員会に付託されました議案は、議案第1号から議案第10号までの10件です。慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（中村秀明） 委員の皆様方には、大変お疲れ様でございます。また、午前中は第2回の議会定例会、大変お疲れ様でございました。委員会主義ということで、委員会でご審議をいただくわけですが、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 続いて、議長をお願いします。

○議長（田中敏雄） 委員の皆さん、午前中の本会議、大変お疲れ様でございました。慎重なる審議をよろしく申し上げます。

○委員長 審議に入る前に、会議録署名委員を委員長により指名させていただきます。今回は、1番末若憲二委員、2番小田達雄委員、を指名します。

○委員長 早速、審議に入ります。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありますか。

○5番 中野祥太郎 25ページですが、この内容とは少し外れてくるかも知れませんが、ふるさと納税のワンストップということで、色々制度が見直されていて、阿武町においても積極的にふるさと納税を増やすということですが、現状はどういう状況でしょうか、ということと、簡便に仕組みあたりを教えていただけたらと思います。

○総務課長 今回の税の改正の主なところにつきましては、ふるさと納税という

のは、基本的に、自分の住んでいる市町村の住民税について、一定の額を寄付した場合については、2千円を除いたものが返ってくるという制度です。例えば、所得によって変わってきますけども、10万円の住民税を納めている方が、今までは10パーセントまででしたので、10万円の人なら1万円を、どこかの町に寄付した場合、後で自分の町の税金が2千円を除いた8千円程が安くなる、手から1万円が出るけども、自分が払うべき税金が8千円安くなる、実質手出しが2千円になるということです。これを今回の改正により、今までは基本10パーセントだったものが20パーセントに、倍になったということが一つの大きな改正です。もう一つ大きな改正は、今までは税金を安くするためには、税務署に行って確定申告をしなければいけなかった、手続きがいるわけですね、手間がかかる。これが、何カ所か複数に寄付することができますが、これが市町村間の連絡で済むようになったというふうに考えていただければと思います。要するに納めた所、例えば東京都に納めたとしましたら、東京都に申請書を出せば、東京都の方から阿武町に、この方がふるさと納税をされましたから税金を安くしてください、という通知がくるわけですが、本人は何もしなくてもよいわけです。これは、納める方にとってみれば、今まで税務署に行って確定申告をしなくてはいけなかったものが、納める所に手続きをすれば一発で済む、ということで大変簡便な方法になっているという、これが今日説明のあったワンストップ特例が適用された場合の話で、本人は、そのことを済ませれば、阿武町に何も言わなくても市町村間の連絡で住民税が安くなるという、これが今回のメインの改正です。参考までに目安が出ておりますが、例えば700万円の年収がある夫婦共稼ぎの子どもがいる家庭で、今までは5万円納めた場合は4万8千円返ってきた。一番有利なところでですね。5万円を納めても4万8千円返ってくるから、2千円の手出しであると、それが今度は10万8千円、約倍ですね。そこまでは納めても返ってくる。ふるさと納税がなぜこんなにブームになっているかというと、阿武町については平成20年から

やって、現在までで合計で400万円ちょっとくらい入ってますが、今、お礼の品が大変、国は過熱しておりますから、あまり過熱してもらっては困るといいますが罰則規定がないもので、どんどん過熱しておりますけど、去年のふるさと納税の寄附金ランキングでは、長崎県の平戸市がナンバーワンですが、12億7,800万円、小さい町では第2位が佐賀県玄海町、人口5千9百人ですが、9億3,200万円、同じく3位、北海道上士幌町、人口4千9百人、9億1千万円、その次が宮崎県綾町、7千3百人、8億3千万円、というふうに億、十億を超えるところもあるというふうなことです。これは何故かというと、お礼の品が大変良い、先ほどいいましたように額が倍になりましたから、700万円年収の人が10万円ほど、例えば綾町に寄付したら、その人は居る所の税金が9万8千円安くなる。差し引き2千円の出費です。お金は10万円出すけども、税金が9万8千円安くなるから2千円の手出しで、宮崎県綾町から10万円に相当するお礼が来るわけです。それがだいたい半分くらいです。お礼の品の価値が、2千円出したら、極端に言ったら5万円の綾牛が来るわけです。そういう仕組みです。だから過熱しております。国はちょっと趣旨が違うからということで、過熱しすぎてお土産物合戦になっているというんですが、それとかバック率合戦、10万円に対して半分返せば5万円で、それならうちは6万円分返そうとか、7万円分返そうとか、経費を超えてまでは返さないでしょうが、お土産物合戦になっている。阿武町については、本当の趣旨としては、初めは税金を自分のふるさとに、寄附金という形で入れて、ふるさとであったり自分が応援したい町を応援しようというのが趣旨だったんですが、お礼の品というものが付いてくることによって、ちょっと趣旨が変わった形になってきた。ですが、ここに来て、それはそれとしても、寄附金の10万円は、ただの10万円ですが、それのお礼の品として5万円を返すならば、その5万円は現金でなく品物、地域の産物をお礼の品として返すことは、その地域の産物によって、それを作る方、産物を加工する方、その原材料を作る方、そういったものが地域

で出来ていれば、まさに経済が循環します。お金の 1 万円は 1 万円。それが産品に変わった時点で経済が回り出す。もっと良いのは、宿泊券とかが一番良い。1 万円の無料宿泊券がきますよと、そうするとその町に 1 泊 2 食付きで、ただで券がもらえます。来ます。寝にだけ来る人はおりません。その町に行ったら必ず、時間があれば、別の観光であったり、レジャーであったり、体験メニューであったり、ただで帰る人はいません。道の駅に寄って、ここに行ったという証の品を買って帰る。そういうことを考えるならば、税収が増えたとかいう視点ではなく、地域経済の活性化のひとつの道具としてやるべきであるという考え方に、変えなくてはならない頭を。阿武町については、現在道の駅のあぶクリエイションにお礼の品の開発を頼んでおりまして、本当はこの 6 月 1 日からやるように段取りをしておりまして。トラストバンクという会社がふるさとチョイスというホームページがありますが、これが全国 9 割のシェアを押さえています。これとヤフーバンクと提携して、現金の決済はヤフーバンク、全体のみかじめがトラストバンクで、そしてその下請けが RH トラベラーズということですが、それが手数料を取って色んな業務をやってくれる。阿武町は、総合窓口、総合商社をあぶクリエイションと定めて、あぶクリエイションに商品開発、お礼の品ですが、当面 1 万円に対して返すお礼の品として開発してくださいということで、今 14 品目ほど出来上がりました。当面。これからどんどん増えていきますけど、取りあえず走り始めなければいけないので、来月くらいからネットに載せて、本格的にやろうと思っております。暫定的な物はいくつかできていますが、ネット上にカタログを作らなくてはならないということで、7 月から乗り込もうということで、契約の手続きも殆ど済ませております。14 品目の中には、米であったり、酒であったり、スイカであったり、福の里のおかきのセットとか、さざえカレーとか、こういったものをやるということで、7 月からスタートするように段取りをしております。

○委員長 その他質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)と議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は関連がありますので、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 2 号並びに議案第 3 号につきましては原案のとおり承認することに決しました。

○委員長 続きまして、議案第 4 号、物品売買契約の締結について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 4 号、物品売買契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

○委員長 続いて、議案第 5 号、平成27年度阿武町一般会計補正予算（第 1 回）について、質疑を受けます。補正予算につきましては、歳出の方からお受けしたいと思います。議会費について質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 ないようですので、2 款、総務費について質疑ありませんか。

○6 番 西村良子 町の職員の方が、地域の PR したい箇所を入れて名刺を作られたんですが、私ども議員も作れたら、いろいろ使えますのでどうかなと、負担はいたしますが。

○総務課長 縦書きと横書きがあります。あまり種類を作ると大変高く付くので、中の特産品とかの部分は同じ様なパターンで、後ろ側の写真は、職員が自分の好みで選んでおります。3 つ折りなので大変かさばります。どこかに出かけて行かれるときには、持って、パッと開いて、これは何かというふうな話題づくりですね。こういうものをやっていますよという話題づくりで、きっかけづくりのアイテムとしてやっています。

○1 番 末若憲二 議員も千円出せば作れるんですか。

○総務課長 あとの追加がいくらになるか、単価がどれほどになるか、ちょっと分かりませんので、取りあえず保留にさせていただきます。

○委員長 その他総務費について質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 ないようですので、民生費について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 ないようですので、衛生費について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 ないようですので、農林水産業費について質疑ありませんか。

○6番 西村良子 3月議会の際に、地域協力隊の制度で農業支援員を4月に募集をかけるという話があったと思うんですが、その状況を今どういうふうになっているか教えていただけますか。

○経済課長 当初予算で2名分組んでおりますが、募集をかけまして1名の応募がありました。実は6月10日に面接をしようという段取りまでいっていましたが、本人の家庭の都合で、どうしても来られないということで保留状態にしております。募集につきましては、引き続き募集をしていきます。

○6番 西村良子 今の協力隊員の方にちょっと動きがありました、その状況を聞かせてください。

○経済課長 これまで2名の協力隊員がおられました、渡辺さんについては、2年の任期が満了し、3年目の更新については、本人の体調等もあり、話し合いの結果2年で終了することになりました。廣田さんについては、3年目も引き続き頑張るといことです。

○6番 西村良子 廣田さんは、道の駅で活動するという、当初動いていらっやったと思うんですが、今は道の駅にはおられず、むしろ地域の、地域おこしとか、そういう部分で、今度イベントもあるような話も聞きましたが、そういう動きをしていらっやるんですけども、そういうふうに変わられたということですね。

○経済課長 初年度は、道の駅の立ち上げ、企画、イベントなどやっていただきました。それから道の駅がオープンいたしまして、さざえカレーなど商品開発に携わられましたけども、その後道の駅の内部の方も充実してまいりましたので、1年目は道の駅中心、2年目は道の駅プラス地域に出られまして、具体的に言いますと、うもれ木の郷で、色んな農産物の提案をして来られました。3年目は、むしろ地域に出て、うもれ木の郷で色んなものを作られて、それを道の駅に繋ぐ

というふうに、少しシフトしております。道の駅と完全に切れるということではないのですが、形が少し変わってきたということです。

○委員長 その他質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、商工費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようですので、土木費について質疑ありませんか。

○5番 中野祥太郎 美咲分譲地の現状と見通しは。

○施設課長 以前、新聞折り込みの情報誌に広告を出したが、あまり目立たなかったと言うことで、A4の裏表のチラシを作成し、阿武町の各種奨励金をアピールして新聞折り込みで宣伝したいと思っております。現在9区画中7区画残っている状態なので、なるべく早く宣伝しながら売っていきたいと考えております。

○2番 小田達雄 それでまた分譲宅地を作って、目途があるんですか。

○施設課長 現在、美咲に7区画残っていますが、今後の将来性として柳橋に随時、残土処理で土砂を埋めてきておりますが、聞くところによりますと、それを待っているという話も若干聞くわけで、条件が良い方から待って売れるとなれば、美咲の方が売れなくなるので、それまでに美咲の方を先にピーアールしながら、早く売っていきたいと考えております。柳橋につきましては、土砂の目途が立っておりませんので、まだ、いつできるとは公には、はっきり言えないという状況です。

○委員長 土木費、ほかにありませんか。ないようでしたら、消防費について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 ないようでしたら、教育費について質疑ありませんか。

○2番 小田達雄 芝刈り機ですが、何か値上がりと言うことですが、今まで使

っているのとメーカーが違うと後の管理に問題はないですか。

○**教育委員会事務局長** 直近では、2年前にグリーンパークあぶ整備の際に買った機械がありますが、この機械と同型の機械を購入します。カタログには、全くアメリカ製と書いてありませんでしたが、アメリカ製ということが分かったということです。見積もりを取ってみますと、前は100万円以下で調達できたわけですが、レート制ということで、かなり円安の影響を受けて、当時1ドルが95円から100円でしたが、今は123円、124円ということで、一応日本製も検討したんですが、これまでの機械との互換性、効率性を考えまして、いざ修理が必要となった場合には交換が効くということもありまして、同じメーカーで通そうという結論を出したところです。

○**委員長** よろしいですか。歳出がないようでしたら、歳入の方で質疑を受けます。歳入は一括で質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○**委員長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議ないようですので、議案第5号、平成27年度阿武町一般会計補正予算(第1回)につきましては、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成27年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)につきまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○**委員長** 質疑がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○**委員長** 異議ないようですので、議案第6号、平成27年度阿武町国民健康保険

事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回）につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 7 号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）につきまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 7 号、平成27年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 8 号、平成27年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）につきまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○委員長 異議ないようですので、議案第 8 号、平成27年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 回）につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第 9 号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）につきまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり。）

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第 9 号、平成27年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、議案第10号、平成27年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）につきまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1 番 末若憲二 修繕料、脱水機ということですが、これは出来てから最初に替えるの、修理するのですか。

○施設課長 供用開始が平成12年 4 月からですが、それから 1 回も交換とかはしておりません。15年経つんですが、細かい修理等がありますが、ずっと動いていたので、動かなくなったのは今年が初めてです。

○委員長 他に質疑はございませんか。

(「質疑なし」という声あり。)

○委員長 質疑がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 異議ないようですので、議案第10号、平成27年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

○委員長 以上で、本日の本委員会に付託されました議案第 1 号から議案第10号までの10件、全て原案のとおり承認並びに可決することになりました。ほかに審議することがないので、行財政改革等特別委員会を閉会します。

閉 会 13時43分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 長 嶺 吉 家

阿武町行財政改革等特別委員 末 若 憲 二

阿武町行財政改革等特別委員 小 田 達 雄